

町の家計簿お知らせします

～平成25年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報等を通じてお知らせしています。今回は、平成25年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。

一般会計執行状況 予算総額 102億9,738万6千円

今年度の一般会計当初予算は、103億6,300万円（繰越分含む）でしたが、その後3回の補正（6,561万4千円）により、102億9,738万6千円となっています。

歳入の状況を見ますと、予算現額の53.7%にあたる55億3,309万8千円が収入済みです。歳出では、予算現額の41.3%にあたる42億5,706万9千円が支出済みです。

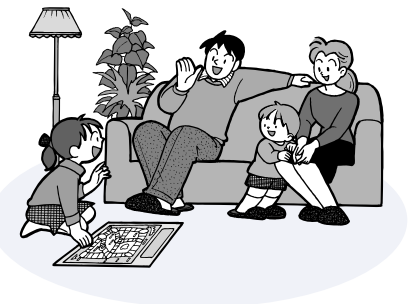
歳入（単位：千円）

歳入科目	予算現額	収入済額	執行率(%)
町税	5,222,888	3,095,456	59.3%
地方消費税交付金	328,000	199,986	61.0%
地方交付税	904,925	645,240	71.3%
国庫支出金	1,745,377	667,748	38.3%
繰越金	642,127	642,127	100.0%
町債	823,600	0	0.0%
その他	630,469	282,541	44.8%
合計	10,297,386	5,533,098	53.7%

町税などの負担状況

平成25年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成25年度上半期の町税にかかる収入済額と一般会計の支出済額の数値を1人あたりと世帯ごとで見ると、下記のとおりとなっています。
（43,780人、16,892世帯）

- 負担した額
 - 1人あたり 70,705円
 - 1世帯あたり 183,250円
- 使われた額
 - 1人あたり 97,238円
 - 1世帯あたり 252,017円



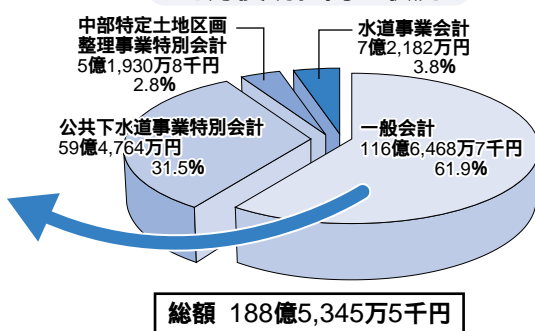
歳出（単位：千円）

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率(%)
議会費	128,474	67,265	52.4%
総務費	1,423,776	610,806	42.9%
民生費	3,637,815	1,540,126	42.3%
衛生費	1,089,382	407,882	37.4%
農林水産業費	69,381	30,875	44.5%
商工費	58,749	42,974	73.1%
土木費	1,135,224	422,407	37.2%
消防費	544,957	242,853	44.6%
教育費	1,043,722	403,892	38.7%
公債費	1,150,943	487,989	42.4%
その他	14,963	0	0.0%
合計	10,297,386	4,257,069	41.3%

一般会計における地方債残高の内訳

項目	現在高(千円)	構成比(%)
総務	52,169	0.3
民生	421,144	2.2
衛生	29,137	0.2
土木	2,431,549	12.9
消防	73,951	0.4
教育	3,251,226	17.2
その他	5,405,511	28.7
合計	11,664,687	61.9

地方債現在高の状況



地方債の現在高、一般会計における地方債現在高の内訳は次のとおりです。
（注）地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する借入のこと。町においては町債ともいう。

町税等の納期のお知らせ
納付は納期限までにお忘れなく

納期限 12月25日(水)

国民健康保険税 6期
介護保険料 6期
後期高齢者医療保険料 6期

納期内の納付をお願いします。(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

☎ 収税課 ② 1 4 3
福祉課 ② 1 2 4
保険医療課 ② 1 7 5

町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成25年度の一般会計歳入予算は102億9,738万6千円で、そのうちみなさんにご負担いただいております町税は52億2,288万8千円で、予算の50.7%を占めています。

この大切な税を活用させていただき、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県一の安心・安全なまち」へ、さらには町民4万3千余の福祉向上にと努力をいたしているところです。

これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 野川 和好

年金請求書(老齢年金)が送付されます

年金を請求される方の利便性の向上と年金請求漏れを防ぐため、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、年金加入記録をあらかじめ印字した、年金請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が日本年金機構から送付されます。

厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金を受ける資格期間を満たしている方に老齢厚生年金が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

男性・女性とも生年月日によって段階的に支給開始年齢が異なります。

支給開始年齢	男 性	女 性
60歳	昭和28年4月1日以前に生まれた方	昭和33年4月1日以前に生まれた方
61歳	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日に生まれた方	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日に生まれた方
62歳	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日に生まれた方	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日に生まれた方
63歳	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日に生まれた方	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日に生まれた方
64歳	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日に生まれた方	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日に生まれた方
65歳	昭和36年4月2日以降に生まれた方	昭和41年4月2日以降に生まれた方

支給開始年齢に到達すると 老齢厚生年金 の受給権が発生する方

送付日	支給開始年齢到達月の約3か月前	
受給資格	受給資格期間あり(納付済期間等が25年以上)	
	うち厚生年金加入期間12か月以上	うち厚生年金加入期間12か月未満
送付物	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	・請求の案内(はがき)
手続日	支給開始年齢の誕生日の前日以降 請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください	65歳到達月の約3か月前に年金請求書、請求案内のリーフレットが届きます
	受給資格期間が確認できない方 ・加入期間や受給要件を記載した年金請求の案内(はがき)	

65歳に到達すると 老齢基礎年金 または 老齢厚生年金 の受給権が発生する方

送付日	65歳到達月の約3か月前	
受給資格	受給資格期間あり(納付済期間等が25年以上)うち厚生年金加入期間12か月未満	
	65歳前にすでに受給権がある方でまだ年金請求をしていない方	
送付物	・年金請求書 ・請求の案内リーフレット	
手続日	65歳の誕生日の前日以降 請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください	

☎ 大宮年金事務所
☎ 6 5 2 - 3 3 9 9
または
保険医療課国民年金係
② 2 1 7 3